段差解消用簡易スロープや点字メニューなどの経費を助成します。障害のあるかたが商店や事業所を利用しやすくなるための物品を購入する経費を助成します。

申込み・問合せ先　郵便番号１５４－８５０４　世田谷区世田谷４の２１の２７　世田谷区障害福祉部　障害施策推進課　施策推進担当　電話０３－５４３２－２３８５　ファックス　０３－５４３２－３０２１

本助成事業は、福祉のための寄附金を積み立てた世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用して実施しています。

本助成事業の目的　世田谷区では、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けられること目指して、令和５年１月に世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例を制定しました。

この条例の理念に基づき、障害に対する理解を促進するとともに、段差解消用簡易スロープや点字メニューなどの経費の助成を行うことで、区民の生活の場である商店や事業所において、障害者を受け入れる環境の向上により、障害者が外出しやすい環境を整える取り組みを行ってまいります。

助成対象者　世田谷区の商店や事業所等が対象です。

助成にあたって　１　この事業の助成を受けた商店や事業所には、共生社会促進の取り組みを示すステッカーを入口などに掲示していただきます。２　助成を受けた商店や事業所は、区のホームページに掲載します。

手続きの流れ　１　相談・申請　２　物品の納品・支払　※１　申請されるかたは、申込み・問合せ先にご連絡ください。

※２　物品の選定について、ご相談がある場合は、区職員等が伺います。

※３　委任払いを選択された場合、助成金は、区が物品の販売・作成事業者に直接支払うことができます。

募集期間　令和５年９月１日水曜日から受付開始　※先着順に区で受付します。予算額を超える応募がある場合は、助成できない場合があります。

助成の対象になるもの　障害のあるかたへの合理的配慮が提供できるようにするもので、以下のものが対象となります。１　物品の購入　段差解消用簡易スロープや筆談ボードなど　上限額７万円、１０割助成　２　物品の作成　点字メニュー、写真付き音声コード入りメニュー、コミュニケーションボードなど　上限額５万円、１０割助成

※１つ目の物品の購入と２つ目の物品の作成どちらも申請する場合は、上限額が７万円となります。

物品の例　段差解消用簡易スロープ　車いすを利用しているかたなどが来店されたときに、段差を緩やかな傾斜にすることで移動がしやすくなります。

筆談ボード　耳の不自由なかたが来店されたときに、筆談でやり取りができます。

点字メニュー　目の不自由なかたも、自分で買いたいものや注文したいものが選べます。

コミュニケーションボード　言葉でのコミュニケーションが難しいかたがイラストなどを指し示すことによって、一緒に確認しながら、やり取りできます。

助成対象の物品は、複数の商店や事業所で共同利用するなど、地域の中で有効に活用していただく方法も考えられます。段差解消用簡易スロープについても、共同で使用できる規格の 製品があります。ご検討される場合は、申込み・問合せ先にご相談ください。

世田谷区は、共生社会ホストタウンの取り組みを進めています。　共生社会ホストタウンとは東京２０２０大会を契機に、パラリピアンとの交流やユニバーサルデザインのまちづくり、心のバリアフリー、障害者スポーツの推進など共生社会の実現に向けて取り組む自治体として、世田谷区は、国から都内で初めて共生社会ホストタウンの登録を受けました。共生社会ホストタウンの取り組みの一つとして、商店や事業所における合理的配慮の提供を支援します。

合理的配慮とは　障害のあるかたなどから求められた場合に、負担になりすぎない範囲で、たとえば次のようなことを行うことです。

段差がある場合、段差解消用簡易スロープを設置するなど、移動を手助けする。

聞こえにくい場合は、筆談ボードやメモを活用するなど、コミュニケーションの工夫をする。

メニューを分かりやすく説明したり、点字メニューを活用したりする。

※障害者差別解消法の改正により、令和６年度から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。

物品を設置したお店での声　段差解消用簡易スロープを導入して、車いす利用のお客様から感謝されました。　耳の不自由なお客様と筆談ボードでコミュニケーションをとれることにより、お客様のニーズを的確につかめるようになりました。

障害のあるかたからの声　お店が利用しやすくなると嬉しいです。段差解消用簡易スロープや点字メニューなどを導入するお店が増えてほしいと思います。

出前講座を実施しています。　商店や事業所の方々に障害者差別解消に関する理解を深めていただくため、区の職員が皆さまのところに伺い、合理的配慮などの説明をさせていただきます。お気軽に申込み・問合せ先にお問い合わせください